



令和6年度の制度改正 への対応について

虐待防止のための取組み

西宮市キャラクター
みやたん



事業所がやるべきこと

- ①虐待防止委員会の設置
- ②従業者に対する虐待防止研修の実施
- ③虐待防止担当者（児童発達支援管理責任者等）の設置



望ましい！

※虐待防止のための指針の作成

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- 虐待発生時の対応に関する基本方針
- 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他虐待防止の推進のために必要な基本方針



①虐待防止委員会の設置

- ・少なくとも1年に1度の実施
- ・虐待防止担当者や管理者は必ず参画すること
- ・身体拘束等適正化委員会と一体的な設置・運営も可
(どちらについても具体的な対応を行うこと)
- ・必ず、実施した記録を残すこと(5年間保存)

③従業者に対する虐待防止のための 研修の実施



- 年に1回以上実施すること
- 職員の新規採用時にも必ず実施すること
- 研修の実施内容について記録すること

※事業所内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も認められる。



3つの基準のうち、一つでも満たしていない場合...



減算の対象になります

1. 委員会を年1回以上開催
2. 従業者への研修を年1回以上実施
3. 虐待防止措置（委員会の開催・研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置



参考

虐待等の禁止に関する各種様式については、西宮市ホームページより様式をダウンロードし、ご活用ください。

ホームページは、以下のいずれかの方法でご覧になれます。



1. 左記のURLを読み取る。
2. HPにてページ番号検索 → 「94288419」
→ 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の防止について
3. HP → 事業者向け情報 → 障害福祉サービス事業者関連情報 → 障害福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について

